

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5299148

SUBMISSION TYPE:	CORRECTIVE ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Corrective Assignment to correct the ASSIGNEE MAILING ADDRESS previously recorded on Reel 045159 Frame 0817. Assignor(s) hereby confirms the MAILING ADDRESS CHANGED FROM 1-7-1, KYOBASHI TO 2-1-3, KYOBASHI.
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
HIDEAKI TAKAHASHI	03/08/2018
SHIGEKI ASAI	03/08/2018
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	TOMOEGAWA CO., LTD.
Street Address:	2-1-3, KYOBASHI, CHUO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	104-8335
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	15916611
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(513)241-6234
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	5132412324
Email:	abilton@whe-law.com
Correspondent Name:	WOOD HERRON & EVANS LLP
Address Line 1:	441 VINE STREET
Address Line 2:	2700 CAREW TOWER
Address Line 4:	CINCINNATI, OHIO 45202
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	SHG-305P2
NAME OF SUBMITTER:	RANDALL S. JACKSON, JR.
SIGNATURE:	/Randall S. Jackson, Jr./
DATE SIGNED:	12/26/2018
This document serves as an Oath/Declaration (37 CFR 1.63).	
Total Attachments: 26	

source=SHG-305P2 - Coversheet#page1.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page1.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page2.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page3.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page4.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page5.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page6.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page7.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page8.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page9.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page10.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page11.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page12.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page13.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page14.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page15.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page16.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page17.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page18.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page19.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page20.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page21.tif
source=SHG-305P2 - New Dec-Assg#page22.tif
source=SHG-305P2_Declaration_Assignment#page1.tif
source=SHG-305P2_Declaration_Assignment#page2.tif
source=SHG-305P2_Declaration_Assignment#page3.tif

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

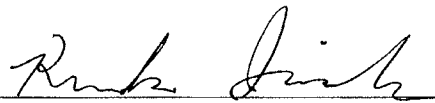
EPAS ID: PAT4859640

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	ASSIGNMENT
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
HIDEAKI TAKAHASHI	03/08/2018
SHIGEKI ASAI	03/08/2018
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	TOMOEGAWA CO., LTD.
Street Address:	1-7-1, KYOBASHI, CHUO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	104-8335
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	15916611
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(513)241-6234
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	5132412324
Email:	abilton@whe-law.com
Correspondent Name:	WOOD HERRON & EVANS LLP
Address Line 1:	441 VINE STREET
Address Line 2:	2700 CAREW TOWER
Address Line 4:	CINCINNATI, OHIO 45202
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	SHG-305P2
NAME OF SUBMITTER:	RANDALL S. JACKSON, JR.
SIGNATURE:	/Randall S. Jackson, Jr./
DATE SIGNED:	03/09/2018
	This document serves as an Oath/Declaration (37 CFR 1.63).
Total Attachments: 3	
source=SHG-305P2_Declaration_Assignment#page1.tif	
source=SHG-305P2_Declaration_Assignment#page2.tif	
source=SHG-305P2_Declaration_Assignment#page3.tif	

DECLARATION

I, Ryoko IIZUKA of SHIGA INTERNATIONAL PATENT OFFICE,
GranTokyo South Tower, 1-9-2, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan,
understand both English and Japanese, am the translator of the English
document attached, and do hereby declare and state that the attached
English document contains an accurate partial translation of CERTIFICATE
SHOWING ALL HISTORICAL MATTERS of Tomoegawa Co., Ltd. and that all
statements made herein are true to the best of my knowledge.

Declared in Tokyo, Japan
This 10th day of December, 2018



Ryoko IIZUKA

(Translation)

CERTIFICATE SHOWING ALL HISTORICAL MATTERS

(Page 1)

2-1-3, Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo

Tomoegawa Co., Ltd.

(Page 1: the columns "Registration No.", "Trade Name" and "Head Office")

Registration No.	0100-01-034871	
Trade Name	Tomoegawa Co., Ltd.	
Head Office	<u>1-7-1, Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo</u>	<u>May 25, 2009 Moved</u> <u>May 25, 2009 Registered</u>
	2-1-3, Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo	November 5, 2018 Moved November 5, 2018 Registered

(Page 20: last six lines)

It is hereby certified that the above information is a true representation to what is registered in the Commercial Register.

November 12, 2018

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar: Kazunari OTAKI (Sealed)

Ref. No.: a814432

*Underlined portions indicate deleted matters.

履歴事項全部証明書

東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社巴川製紙所

会社法人等番号	0100-01-034871	
商号	株式会社巴川製紙所	
本店	東京都中央区京橋一丁目7番1号	平成21年 5月25日移転
		平成21年 5月25日登記
	東京都中央区京橋二丁目1番3号	平成30年11月 5日移転
		平成30年11月 5日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.tomoegawa.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成21年 6月25日変更
		平成21年 7月 9日登記
会社成立の年月日	大正6年8月15日	
目的	(1) 紙、不織布およびパルプならびにこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売 (2) プラスチックスおよびこれと他の材料の複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売 (3) 電子写真用現像剤、複写、印刷、記録用材料の製造、加工、輸出入ならびに販売 (4) 電子機器用部分品、電磁機器用部分品、通信機器用部分品および電池用部分品の製造、加工、輸出入ならびに販売 (5) 磁気記録カード・テープおよび集積回路内蔵情報記録カード等の製造、加工、輸出入ならびに販売 (6) 前1、2、3、4、5号の原材料の輸出入ならびに売買 (7) 無機材料、有機・高分子材料の検査、分析および解析ならびに大気、水質、騒音、振動、臭気の種類測定および作業環境測定 (8) 工業所有権の売買および使用許諾 (9) 山林の経営ならびに木材の輸入、加工および売買 (10) 不動産の売買、賃貸借ならびに管理 (11) 貨物自動車運送業および倉庫業 (12) 前各号の業務に関する設備、機械、器具類の設計、製作、販売ならびに技術およびコンピューターソフトウェアの販売 (13) 労働者派遣業 (14) ファクタリング業 (15) 産業廃棄物処分業 (16) 前各号の業務に付帯する一切の事業 平成18年 6月28日変更 平成18年 6月30日登記	

整理番号 ア814432

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/20

PATENT
REEL: 047982 FRAME: 0610

東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社巴川製紙所

単元株式数	<u>1000株</u>		
	100株	平成30年10月 1日変更	
		平成30年10月 4日登記	
発行可能株式総数	<u>1億株</u>		
	2000万株	平成30年10月 1日変更	
		平成30年10月 4日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>5194万7031株</u>	平成21年 5月12日変更	
		平成21年 5月25日登記	
	発行済株式の総数 1038万9406株	平成30年10月 1日変更	
		平成30年10月 4日登記	
資本金の額	金28億9495万3550円	平成21年 5月12日変更	
		平成21年 5月25日登記	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 3日登記	
役員に関する事項	取締役	<u>井上善雄</u>	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 7日登記
	取締役	<u>井上善雄</u>	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 6日登記
	取締役	<u>井上善雄</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 5日登記
	取締役	<u>井上善雄</u>	平成29年 6月23日重任
		平成29年 7月 7日登記	
	取締役	<u>井上善雄</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月 9日登記

	取締役 <u>小森哲郎</u>	平成26年 6月24日重任
	(社外取締役)	平成26年 7月 7日登記
	取締役 <u>小森哲郎</u>	平成27年 6月24日重任
		平成27年 7月 6日登記
		平成28年 6月24日退任
		平成28年 7月 5日登記
	取締役 <u>越村淳</u>	平成26年 6月24日重任
		平成26年 7月 7日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 6日登記
	取締役 <u>三井清治</u>	平成26年 6月24日重任
		平成26年 7月 7日登記
取締役 <u>三井清治</u>	平成27年 6月24日重任	
	平成27年 7月 6日登記	
取締役 <u>三井清治</u>	平成28年 6月24日重任	
	平成28年 7月 5日登記	
取締役 <u>三井清治</u>	平成29年 6月23日重任	
	平成29年 7月 7日登記	
取締役 <u>三井清治</u>	平成30年 6月26日重任	
	平成30年 7月 9日登記	
取締役 <u>石垣茂</u>	平成26年 6月24日重任	
	平成26年 7月 7日登記	
	平成27年 6月24日退任	
	平成27年 7月 6日登記	

	取締役	<u>今田俊治</u>	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 7日登記
	取締役	<u>今田俊治</u>	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 6日登記
	取締役	<u>今田俊治</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 5日登記
	取締役	<u>今田俊治</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>今田俊治</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月 9日登記
	取締役	<u>山口正明</u>	平成26年 6月24日就任
			平成26年 7月 7日登記
	取締役	<u>山口正明</u>	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 6日登記
	取締役	<u>山口正明</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 5日登記
	取締役	<u>山口正明</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 7月 7日登記
	取締役	<u>山口正明</u>	平成30年 6月26日重任
			平成30年 7月 9日登記

<u>取締役</u>	<u>畑澤敏之</u>	平成27年 6月24日就任
		平成27年 7月 6日登記
<u>取締役</u>	<u>畑澤敏之</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 5日登記
<u>取締役</u>	<u>畑澤敏之</u>	平成29年 6月23日重任
		平成29年 7月 7日登記
<u>取締役</u>	<u>畑澤敏之</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記
<u>取締役</u>	<u>井上雄介</u>	平成29年 6月23日就任
		平成29年 7月 7日登記
<u>取締役</u>	<u>井上雄介</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>林隆一</u>	平成29年 6月23日就任
		平成29年 7月 7日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>林隆一</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役)	<u>小森哲郎</u>	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 5日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役)	<u>小森哲郎</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役)	<u>鮫島正洋</u>	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 5日登記
<u>取締役・監査等 委員</u> (社外取締役)	<u>鮫島正洋</u>	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記

取締役・監査等 委員 (社外取締役)	鈴木健一郎	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 5日登記
取締役・監査等 委員 (社外取締役)	鈴木健一郎	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記
東京都千代田区五番町4番地22五番町ハウス 101号室 代表取締役	井上善雄	平成26年 6月24日重任
		平成26年 7月 7日登記
東京都千代田区五番町4番地22五番町ハウス 101号室 代表取締役	井上善雄	平成27年 6月24日重任
		平成27年 7月 6日登記
東京都千代田区五番町4番地22五番町ハウス 101号室 代表取締役	井上善雄	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 5日登記
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目8番地46 代表取締役	井上善雄	平成28年 7月18日住所 移転
		平成28年 8月 1日登記
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目8番地46 代表取締役	井上善雄	平成29年 6月23日重任
		平成29年 7月 7日登記
東京都新宿区市谷砂土原町三丁目8番地46 代表取締役	井上善雄	平成30年 6月26日重任
		平成30年 7月 9日登記
監査役 (社外監査役)	鮫島正洋	平成25年 6月25日重任
		平成25年 7月 8日登記
		平成28年 6月24日退任
		平成28年 7月 5日登記
監査役 (社外監査役)	松下和興	平成23年 6月24日就任
		平成23年 7月 7日登記
		平成27年 6月24日退任
		平成27年 7月 6日登記

	監査役	吉田光宏	平成25年 6月25日就任
			平成25年 7月 8日登記
			平成28年 6月24日退任
			平成28年 7月 5日登記
	監査役	鈴木健一郎	平成27年 6月24日就任
	(社外監査役)		平成27年 7月 6日登記
			平成28年 6月24日退任
			平成28年 7月 5日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成26年 6月24日重任
			平成26年 7月 7日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成27年 6月24日重任
			平成27年 7月 6日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 5日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 7月 7日登記	
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成30年 6月26日重任	
		平成30年 7月 9日登記	
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人	平成30年 7月 1日新日本有限責任監査法人の名称変更	
		平成30年 7月 9日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。</p> <p>平成18年 6月28日変更 平成18年 6月30日登記</p>		

	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。 平成28年 6月24日変更 平成28年 7月 5日登記</p>
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。 平成18年 6月28日変更 平成18年 6月30日登記</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。 平成27年 6月24日変更 平成27年 7月 6日登記</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成28年 6月24日変更 平成28年 7月 5日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>株式会社巴川製紙所新株予約権 新株予約権の数</p> <p>467個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 464個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成18年 6月30日変更 平成19年12月 5日登記</p> <p>462個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成18年11月10日変更 平成19年12月 5日登記</p> <p>460個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成19年 4月29日変更 平成19年12月 5日登記</p> <p>457個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成19年11月20日変更 平成19年12月 5日登記</p> <p>456個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成19年12月31日変更 平成20年 3月14日登記</p> <p>453個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成20年 6月30日変更 平成20年 7月16日登記</p> <p>447個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成20年 9月30日変更 平成20年10月 2日登記</p> <p>444個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成20年12月20日変更 平成20年12月26日登記</p> <p>441個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成21年 1月20日変更 平成21年 2月 3日登記</p>

	<p>440個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株）。 平成21年 2月16日変更 平成21年 2月23日登記</p> <p>437個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成21年 3月20日変更 平成21年 4月 1日登記</p> <p>435個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成21年 9月20日変更 平成21年 9月25日登記</p> <p>433個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成21年10月31日変更 平成21年11月12日登記</p> <p>430個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成22年 6月20日変更 平成22年 6月30日登記</p> <p>428個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成23年 9月20日変更 平成23年 9月27日登記</p> <p>425個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成23年11月30日変更 平成23年12月 6日登記</p> <p>424個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記</p> <p>422個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成24年12月10日変更 平成24年12月18日登記</p> <p>420個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成24年12月31日変更 平成25年 1月 9日登記</p> <p>417個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成25年 4月30日変更 平成25年 5月17日登記</p> <p>417個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成25年 3月19日変更 平成25年10月16日更正</p> <p>414個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成25年 4月30日変更 平成25年10月16日登記</p> <p>411個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成25年12月31日変更 平成26年 4月 2日登記</p> <p>409個（新株予約権1個につき当社普通株式1,000株） 平成26年 9月10日変更 平成26年 9月17日登記</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> 当社普通株式467,000株。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。 当社普通株式464,000株。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当</p>
--	---

社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成18年 6月30日変更 平成19年12月 5日登記

当社普通株式462,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成18年11月10日変更 平成19年12月 5日登記

当社普通株式460,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成19年 4月29日変更 平成19年12月 5日登記

当社普通株式457,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成19年11月20日変更 平成19年12月 5日登記

当社普通株式456,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成19年12月31日変更 平成20年 3月14日登記

当社普通株式453,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成20年 6月30日変更 平成20年 7月16日登記

当社普通株式447,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成20年 9月30日変更 平成20年10月 2日登記

当社普通株式444,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成20年12月20日変更 平成20年12月26日登記

当社普通株式441,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成21年 1月20日変更 平成21年 2月 3日登記

当社普通株式440,000株。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権の

うち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成21年 2月16日変更 平成21年 2月23日登記

当社普通株式437,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成21年 3月20日変更 平成21年 4月 1日登記

当社普通株式435,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成21年 9月20日変更 平成21年 9月25日登記

当社普通株式433,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成21年10月31日変更 平成21年11月12日登記

当社普通株式430,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

	<p><u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>平成22年 6月20日変更 平成22年 6月30日登記 当社普通株式428,000株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p><u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>平成23年 9月20日変更 平成23年 9月27日登記 当社普通株式425,000株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p><u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>平成23年11月30日変更 平成23年12月 6日登記 当社普通株式424,000株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p><u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>平成24年10月31日変更 平成24年11月13日登記 当社普通株式422,000株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p><u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当</p>
--	---

社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成24年12月10日変更 平成24年12月18日登記

当社普通株式420,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成24年12月31日変更 平成25年1月9日登記

当社普通株式417,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成25年4月30日変更 平成25年5月17日登記

当社普通株式417,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成25年3月19日変更 平成25年10月16日更正

当社普通株式414,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成25年4月30日変更 平成25年10月16日登記

当社普通株式411,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成25年12月31日変更 平成26年 4月 2日登記

当社普通株式409,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

平成26年 9月10日変更 平成26年 9月17日登記

各新株予約権の発行価額

無償とする。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個あたり金500,000円(1株あたり500円)。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権および新株予約権証券の行使により株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{新規発行} \quad 1 \text{株当り} \\ \text{株式数} \quad \times \quad \text{払込金額} \\ \hline \text{既発行} \quad + \\ \text{株式数} \quad \text{新規発行前の株価} \\ \hline \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{払込金額} = \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}} \end{array}$$

なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権1個あたり金497,000円(1株あたり497円)。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生ずる1

	<p>円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合（時価発行として行う公募増資等、新株予約権および新株予約権証券の行使により株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株式数}}$ <p>調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株式数}}$</p> <p>なお、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>平成21年 5月12日変更 平成21年 5月25日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成24年7月1日から平成27年6月27日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</p> <p>①新株予約権割当を受けた者が、当社または当社の子会社もしくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の定義に従う）の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合は新株予約権を行使できない。ただし、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは執行役員の任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこのかぎりではない。</p> <p>②新株予約権割当を受けた者が死亡した場合は新株予約権を行使できない。</p> <p>③新株予約権割当を受けた者が権利行使期間内に権利行使しなかった場合は新株予約権を行使できない。</p> <p>④新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人は権利行使請求権を相続できない。</p> <p>⑤新株予約権の質入その他一切の処分は認められない。</p> <p>⑥その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員ならびに完全子会社の取締役との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。</p>
--	---

	<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は当該新株予約権を無償にて消却することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合に当該新株予約権を無償にて消却することができる。なお、この場合の消却手続きは当該新株予約権の行使期間満了後一括して行うことができるものとする。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合に当該新株予約権を無償にて取得することができる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月30日登記</p> <p>平成17年 7月 4日登記</p>
	<p>平成27年6月28日行使期間満了</p> <p>平成27年 7月 6日登記</p>
	<p>株式会社巴川製紙所第2回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>24個(新株予約権1個につき当社普通株式1,000株)。 20個(新株予約権1個につき当社普通株式1,000株)。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成19年12月 5日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>当社普通株式24,000株。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>当社普通株式20,000株。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成19年12月 5日登記</p> <p>各新株予約権の発行価額</p> <p>無償とする。</p>

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当り金500,000円(1株当り500円)。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当り払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}$$

なお、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権1個当り金497,000円(1株当り497円)。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権及び新株予約権証券の行使により株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により新株予約権1個当りの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株当り払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}$$

なお、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成21年 5月12日変更 平成21年 5月25日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成27年6月27日まで

新株予約権の行使の条件(払込価額及び行使期間を除く。)

①新株予約権割当を受けた者が、当社又は当社の子会社若しくは関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の定義に従う)の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位を喪失した場合は新株予約権を行使できない。ただし、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取

	<p>締役、監査役若しくは執行役員任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこのかぎりではない。</p> <p>②新株予約権割当を受けた者が死亡した場合は新株予約権を行使できない。</p> <p>③新株予約権割当を受けた者が権利行使期間内に権利行使しなかった場合は新株予約権を行使できない。</p> <p>④新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人は権利行使請求権を相続できない。</p> <p>⑤新株予約権の質入その他一切の処分は認められない。</p> <p>⑥その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当子会社及び関連会社の取締役との間で締結する株式会社巴川製紙所第2回新株予約権割当契約に定めるものとする。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は当該新株予約権を無償にて消却することができるものとする。</p> <p>②新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合に当該新株予約権を無償にて消却することができる。なお、この場合の消却手続きは当該新株予約権の行使期間満了後一括して行うことができるものとする。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合に当該新株予約権を無償にて取得することができる。</p>
	<p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月30日登記</p> <p>平成17年 9月 1日登記</p>
	<p>平成27年6月28日行使期間満了 平成27年 7月 6日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p> <p>平成28年 6月24日廃止 平成28年 7月 5日登記</p>
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社</p> <p>平成18年 6月30日登記</p> <p>平成28年 6月24日廃止 平成28年 7月 5日登記</p>

東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社巴川製紙所

監査等委員会設置 会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成28年 6月24日設定 平成28年 7月 5日登記
重要な業務執行の 決定の取締役への 委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある 平成28年 6月24日設定 平成28年 7月 5日登記
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月30日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年 5月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成30年11月12日

東京法務局
登記官

大 滝 和 成



整理番号 ア814432

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

20/20

136002
OSP-174135
US (D/A) 1/3

Docket No. SHG-305P2

DECLARATION (37 CFR 1.63) FOR UTILITY OR DESIGN APPLICATION USING AN APPLICATION DATA SHEET (37 CFR 1.76) AND ASSIGNMENT

Title of Invention: THERMAL TRANSFER IMAGE RECEIVING SHEET

As the below named inventor, I hereby declare that:

This Declaration is directed to:

The attached application
OR
 United States Application Number or PCT International application
number _____ filed on _____.

The above-identified application was made or authorized to be made by me.

I believe that I am the original inventor or an original joint inventor of a claimed invention in the above-identified application.

I have reviewed and understand the contents of the above-identified application, including the claims.

I am aware of the duty to disclose to the United States Patent and Trademark Office all information known to me to be material to patentability as defined in 37 C.F.R. § 1.56.

Whereas, the undersigned inventor(s) has/have made certain inventions, improvements, and discoveries (herein referred to as the "Invention") disclosed in the above-identified patent application.

Whereas, **Tomocogawa Co., Ltd.** having a place of business at **1-7-1, Kyobashi, Chuo-ku, Tokyo 104-8335 Japan** (herein referred to as the "ASSIGNEE"), desires to acquire, and each undersigned inventor desires to grant to the ASSIGNEE, the entire worldwide right, title, and interest in and to the Invention and in and to any and all patent applications and patents directed thereto;

136008
OSP-74135
US (DA) 2/3

Now, therefore, for good and valuable consideration, the receipt and sufficiency thereof being hereby acknowledged, each undersigned inventor ("ASSIGNOR") hereby sells or has sold, assigns or has assigned, and otherwise transfers or has transferred to the ASSIGNEE, its successors, legal representatives, and assigns, the entire worldwide right, title, and interest in and to the Invention, the above-identified United States patent application, and any and all other patent applications and patents for the Invention which may be applied for or granted therefor in the United States and in all foreign countries and jurisdictions, including all divisions, continuations, reissues, reexaminations, renewals, extensions, counterparts, substitutes, and extensions thereof, and all rights of priority resulting from the filing of such applications and granting of such patents. In addition, each undersigned inventor hereby authorizes and requests the Director of the United States Patent and Trademark Office to issue any United States Patent, and foreign patent authorities to issue any foreign patent, granted for the Invention, to the ASSIGNEE, its successors, legal representatives, and assigns, the entire worldwide right, title, and interest in and to the same to be held and enjoyed by the ASSIGNEE, its successors, legal representatives, and assigns to the full end of the terms for which any and all such patents may be granted, as fully and entirely as would have been held and enjoyed by the undersigned had this Assignment not been made; and each undersigned inventor agrees to execute any and all documents and instruments and perform all lawful acts reasonably related to recording this Assignment or perfecting title to the Invention and all related patents and applications, in the ASSIGNEE, its successors, legal representatives, and assigns, whenever requested by the ASSIGNEE, its successors, legal representatives, or assigns.

Each undersigned inventor acknowledges their prior and ongoing obligations to sell, assign, and transfer the rights under this Assignment to the ASSIGNEE and is unaware of any reason why they may not have the full and unencumbered right to sell, assign, and transfer the rights hereby sold, assigned, and transferred, and has not executed, and will not execute, any document or instrument in conflict herewith. Each undersigned inventor also hereby grants the ASSIGNEE, its successors, legal representatives, and assigns, the right to insert in this Assignment any further identification (including, but not limited to, patent Application Number) which may be necessary or desirable for recordation of this Assignment.

I hereby acknowledge that any willful false statement made in this Declaration is punishable under 18 U.S.C. 1001 by fine or imprisonment of not more than five (5) years, or both.

1360 US
OSP-74135
US (P/A) 3/3

Legal name of Inventor:	Hideaki TAKAHASHI
Inventor's Signature:	<u>Hideaki Takahashi</u> Date: <u>March 8, 2018</u>
Residence City/State/Country:	Shizuoka-shi, Japan
Mailing Address:	c/o Tomoegawa Co., Ltd., 3-1, Mochimunetomoe-cho, Suruga-ku, Shizuoka-shi, Shizuoka 421-0192 Japan
Citizenship:	Japan
Legal name of Inventor:	Shigeki ASAI
Inventor's Signature:	<u>Shigeki Asai</u> Date: <u>March 8, 2018</u>
Residence City/State/Country:	Shizuoka-shi, Japan
Mailing Address:	c/o Tomoegawa Co., Ltd., 3-1, Mochimunetomoe-cho, Suruga-ku, Shizuoka-shi, Shizuoka 421-0192 Japan
Citizenship:	Japan
Legal name of Inventor:	
Inventor's Signature:	Date:
Residence City/State/Country:	
Mailing Address:	
Citizenship:	
Legal name of Inventor:	
Inventor's Signature:	Date:
Residence City/State/Country:	
Mailing Address:	
Citizenship:	